

## 自動車エコ事業所の認定基準

認定基準は、次表に掲げる各取組に対する戦略推進点の合計が3点以上とする。

取 組	戦 略 推 進 点	
エコカー導入	エコカー割合 3割以上	1
	エコカー台数 10台以上かつ エコカー割合 6割以上	2
	エコカー台数 10台以上かつ エコカー割合 9割以上	3
公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む。）自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 1km 以内の事業所 概ね 10割 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 以内の事業所 7割以上 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 超の事業所 5割以上	1
エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合 5割以上	1
グリーン配送制度導入	導入及び実施	1
パーク・アンド・ライド用駐車場の提供	1～5台	1
	6～10台	2
	11台以上	3
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10台	1
	11～20台	2
	21台以上	3
電気自動車等用の充電設備の対外的な提供	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
CNG（天然ガス）自動車等用の充填設備の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
上記以外の取組 （物流事業所の共同輸配送への取組など）	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～3

備考1 エコカーとは、戦略に規定する電気自動車始め7種類の低公害車をいう。

2 グリーン配送とは、購入した物品をエコカー等環境への負荷の少ない自動車を使用して納入させることをいう。

3 駐車場・駐輪場の提供の場合は、原則として無償提供している事業所を対象とする。